



新しい総合事業

第2回 事業者説明会 ～居宅介護支援事業所～

日時：平成29年2月13日（月）13時30分～
会場：大仙市 仙北ふれあい文化センター

本日の次第

3.大曲仙北広域における総合事業について

4.受付から介護予防ケアマネジメントまでについて

5.契約について

6.サービスの利用について

7.実績の届出について

8.請求明細と支払について

9.事業所が準備することについて

介護保険事務所

[資料1][資料2]

大仙市

美郷町

仙北市



5. 契約について

新たに
地域包括支援
センター
との契約が
必要となります



平成29年4月1日から
総合事業を実施することにより
4月以降 新たに
地域包括支援センターと
業務委託先との契約が
必要となります。



大仙市
仙北市
美郷町

それぞれの市町の対応に
沿ってください。

現在サービスを利用している方との 契約について

介護保険更新申請をする場合

認定結果で要支援認定となった
利用者の方々と

チェックリストを実施する場合

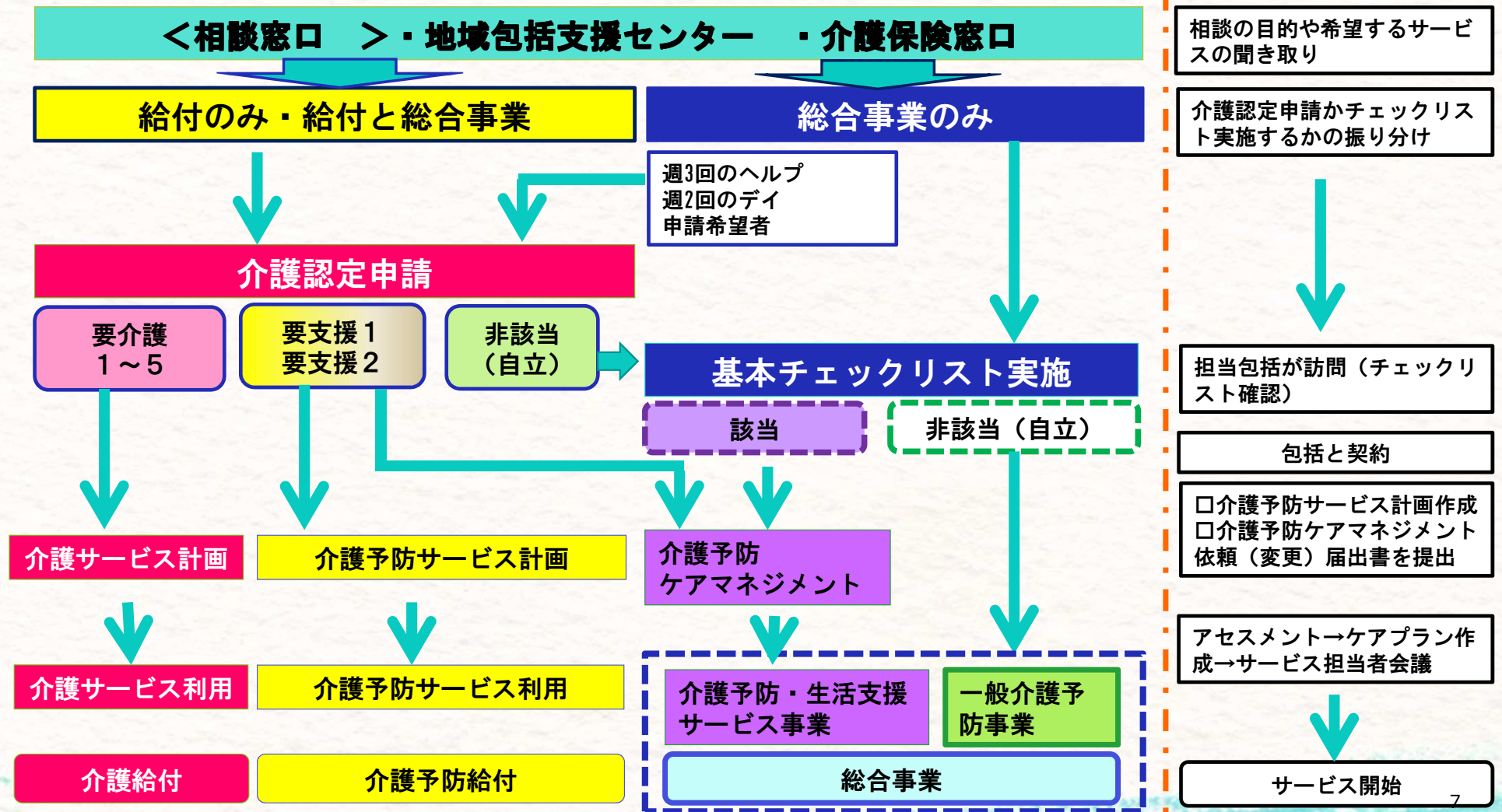
チェックリストで
該当となった利用者の方々と

「介護予防支援及び介護予防
ケアマネジメントに係る契約書」

の締結を行う。

6. サービス利用について

サービス利用までのながれ



事業対象者について



事業対象者とは	事業対象者が利用できるサービス	認定有効期間
■ 65歳以上 ■ 「基本チェックリスト」の実施により判定された方 ～チェックリストでは心身の状況、その置かれている環境、その他の状況から、要支援(要介護)状態となることを予防するための援助を行う必要があると判定されます～	事業対象者が利用できるサービスについては、介護予防ケアマネジメントに基づいて利用することとなります。	事業対象者としての認定有効期間の設定はありませんが、介護予防ケアマネジメントの計画期間は1年とします。評価、モニタリングの実施により適宜、計画の更新・変更や認定申請につなげてください。

7. 実績の届出について

総合事業 への移行に 伴い・・・

サービスコードは
別紙「介護予防・日常生活支援
総合事業単位数サービスコード表
（平成29年4月施行版）」
が使われることになります。



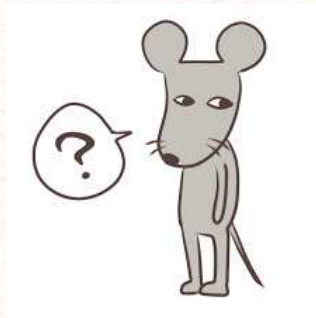
サービスコード表についての留意点

■一回ごとの単価が設定されていますが、状況に応じて月額単価も用いられることになります。



(例)

週1回の現行相当通所介護の利用者が、5週ある月のため、月5回利用した場合など...



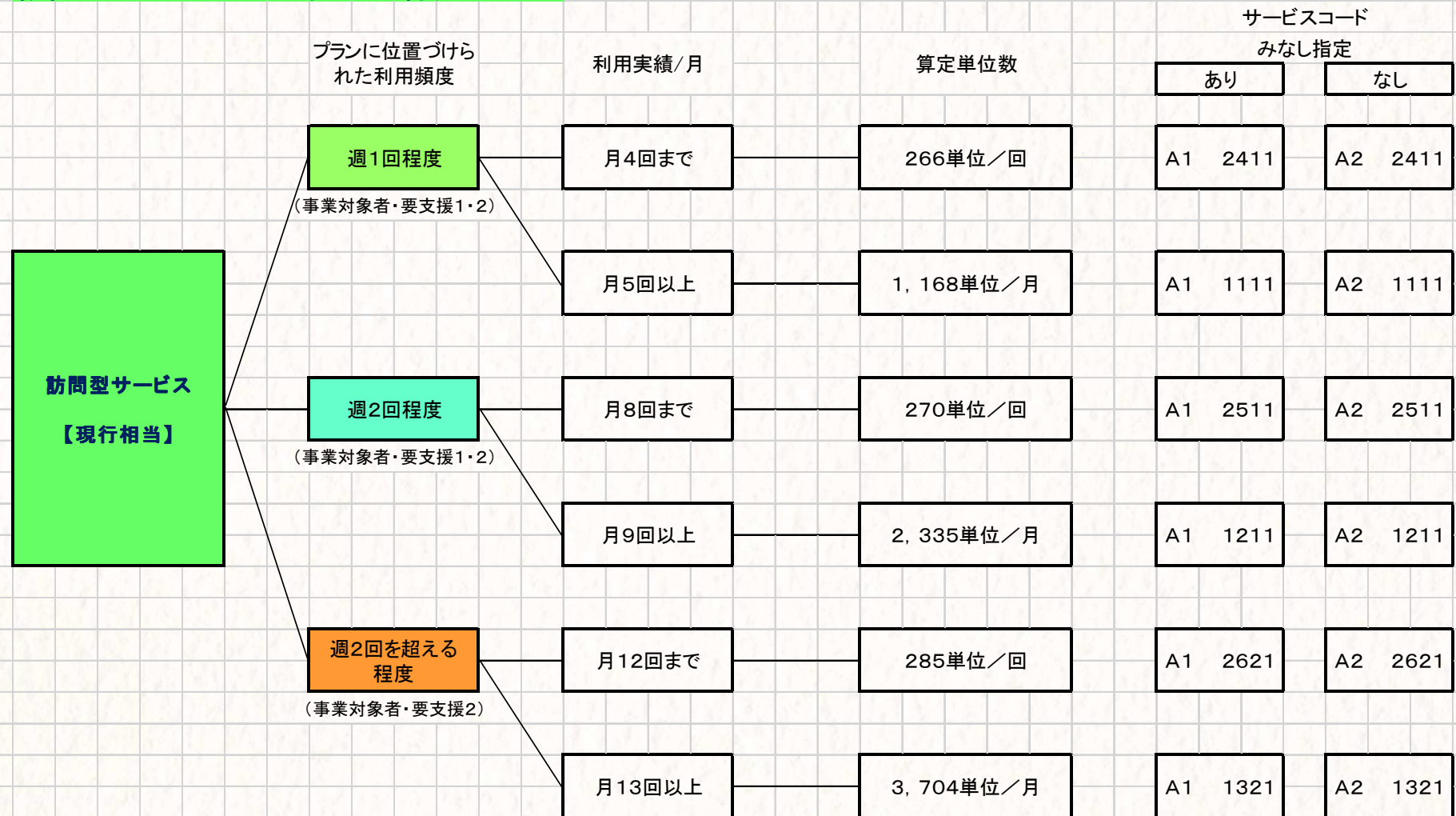
■現行相当のサービスについては、「みなし指定を受けている事業所」と、「平成27年4月1日以降に開設した事業所」とでは、コードが異なります。

サービスコードの数が
多くなりましたが、

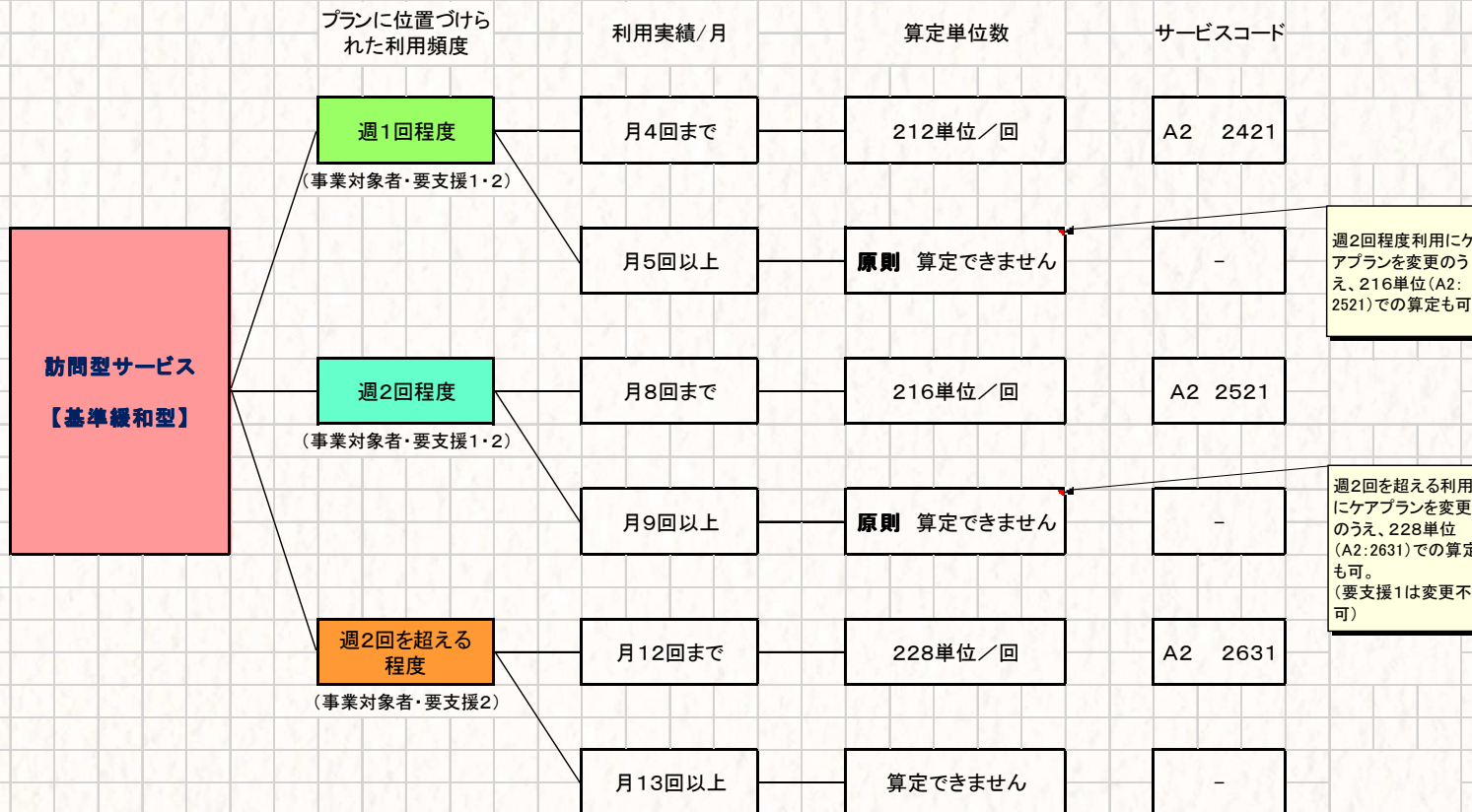
主に使われるものは、
次のものと想定されます。



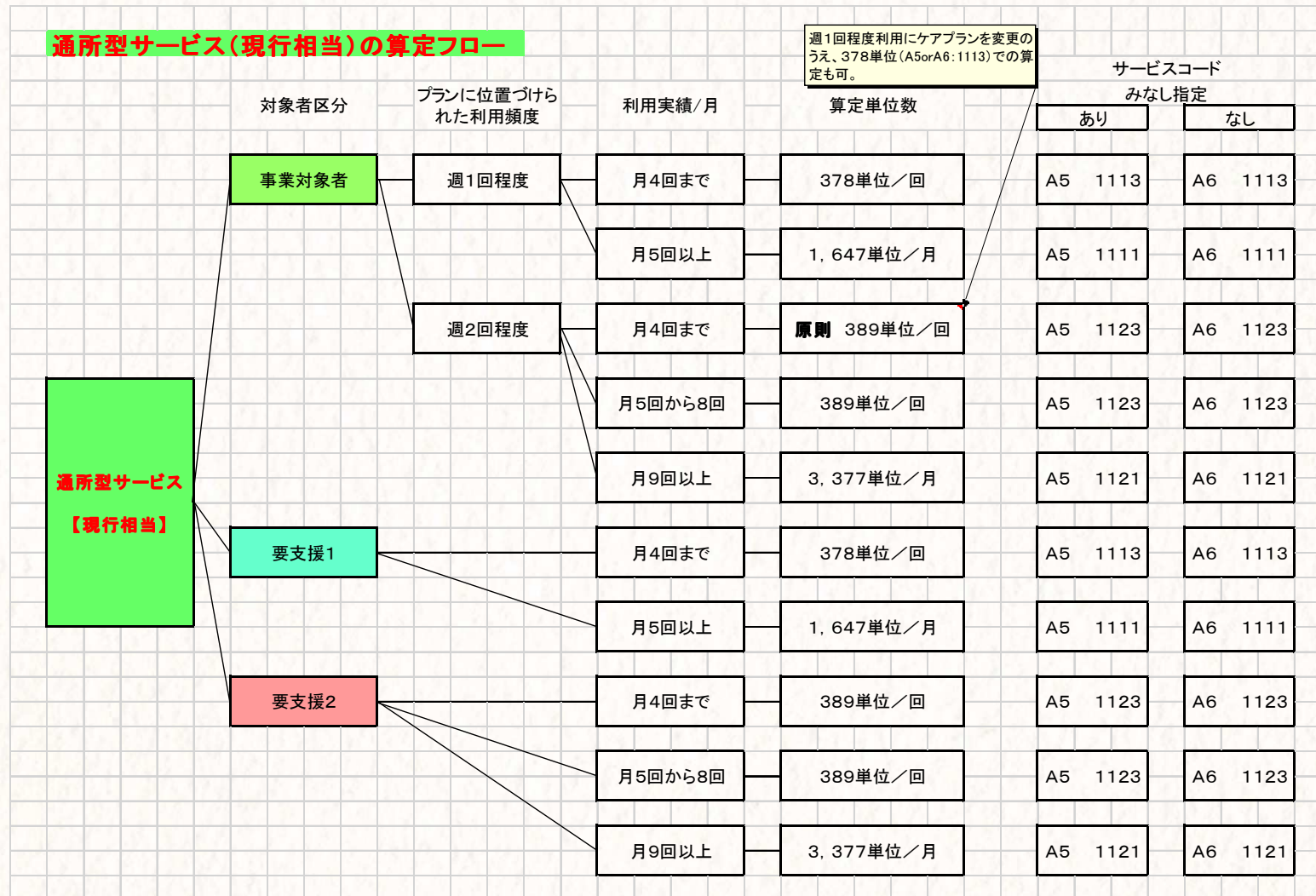
訪問型サービス(現行相当)の算定フロー



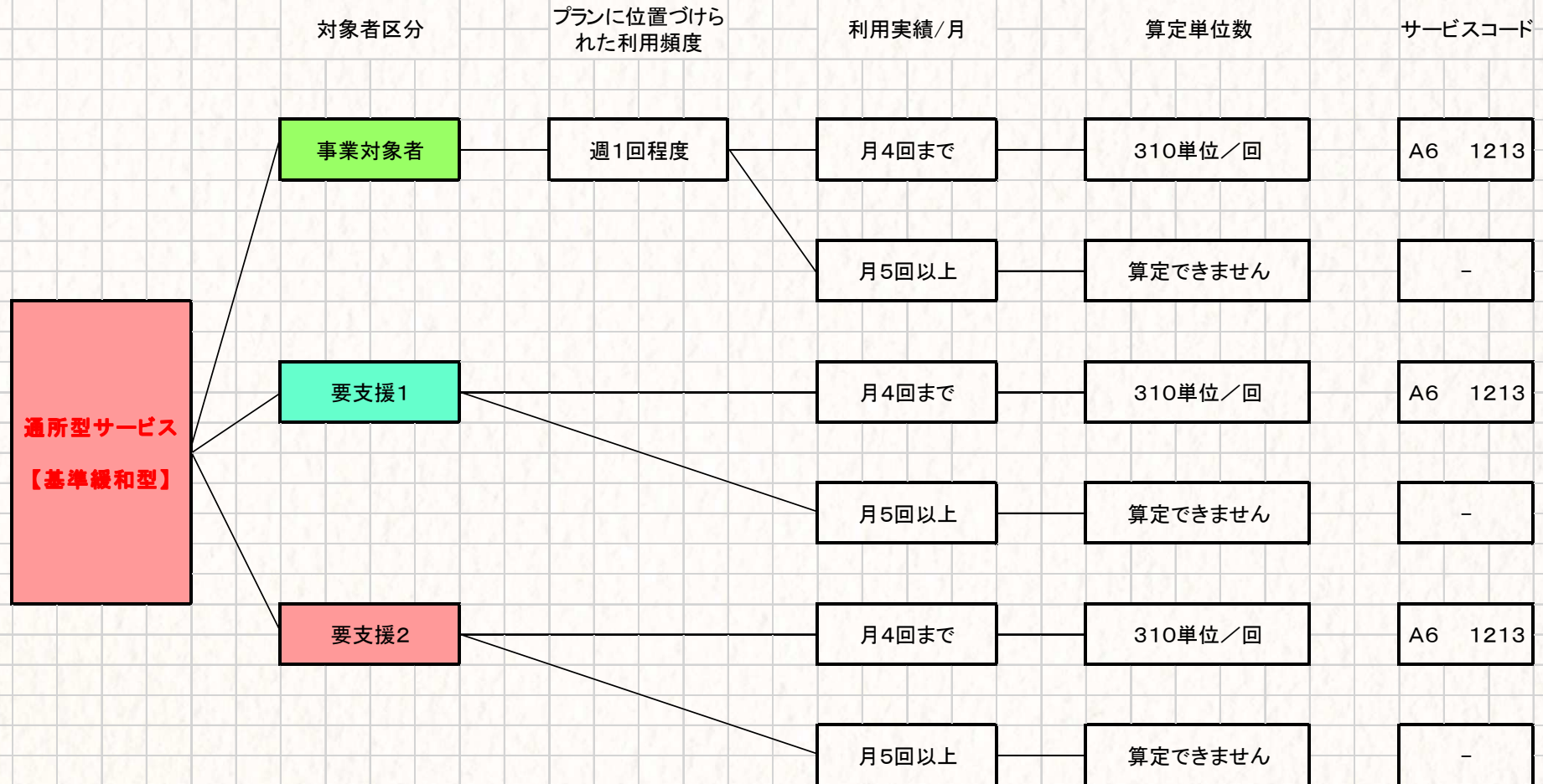
訪問型サービス(基準緩和型)の算定フロー



※訪問型サービス(基準緩和型)は、月4回を原則とし、ケアマネジメントで必要と認めた場合月12回までを上限としているため、月13回以上のサービスコードは設定していません。



通所型サービス(基準緩和型)の算定フロー



※通所型サービス(基準緩和型)の上限回数は月4回までとなっているため、月5回以上のサービスコードは設定していません。

具体的に
イメージして
みましょう。

■ ケース 1

要支援 1 の認定を受け、
みなし指定を受けた事業所で、
現行相当の訪問介護を
毎週火曜日利用します。
この利用者の利用票を作成する場合、
用いられるサービスコードは、
どれになりますか？



要支援 1

みなし指定を受けた事業所
現行相当の訪問介護
毎週火曜日→週 1 回利用



火曜日が月 4 回ある

月ならば…

A1 2 4 1 1

266単位×4回

火曜日が月 5 回

ある月ならば…

A1 1 1 1 1

1,168単位／月

具体的に
イメージして
みましょう。

■ ケース 2

要支援 2 の認定を受け、
みなし指定を受けた事業所で、
現行相当の通所介護を
月・木の週2回利用します。

7月は月曜日が月5回、木曜日が月4回あり、
計9回の利用になります。

この利用者の利用票を作成する場合、
用いられるサービスコードは、
どれになりますか？



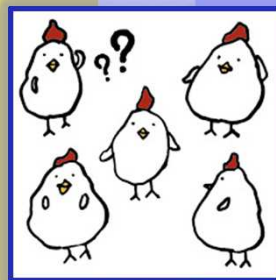
要支援2
みなし指定を受けた事業所
現行相当の通所介護 週2回

月…5回／木…4回

計9回

A5 1 1 2 1

3,377単位／月



当初、計9回の利用を予定していましたが、風邪をひき、計7回の利用になりました。

この場合、実績に用いられるサービスコードは、どれになりますか？

A5 1 1 2 3

389単位×7回

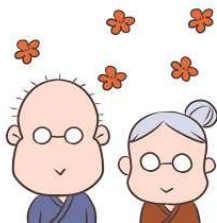
ケアマネの
皆様に
お願いです。



いつも
お願いしているのですが、
**実績にも
別表を添付
願います。**

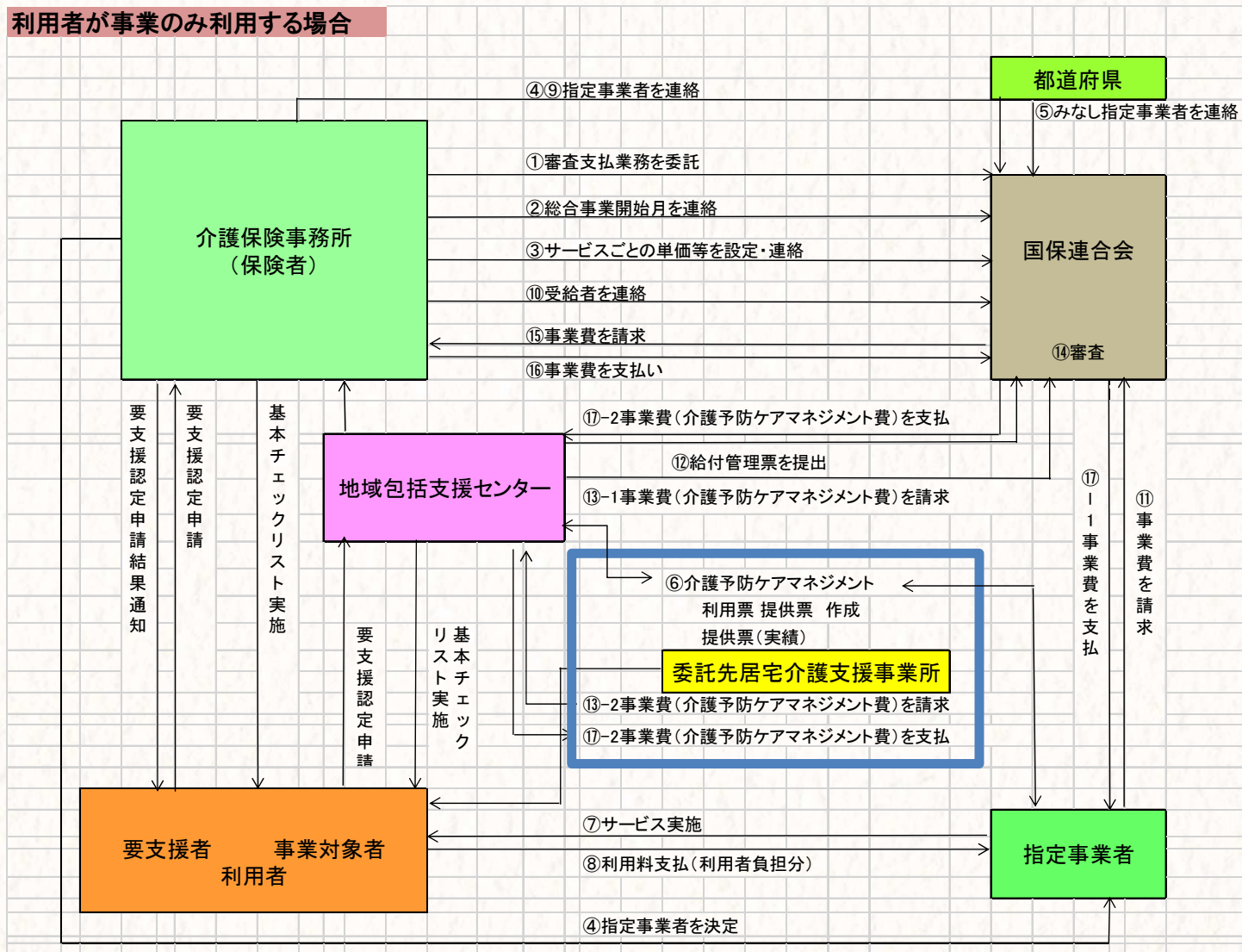


8. 請求明細と支払について

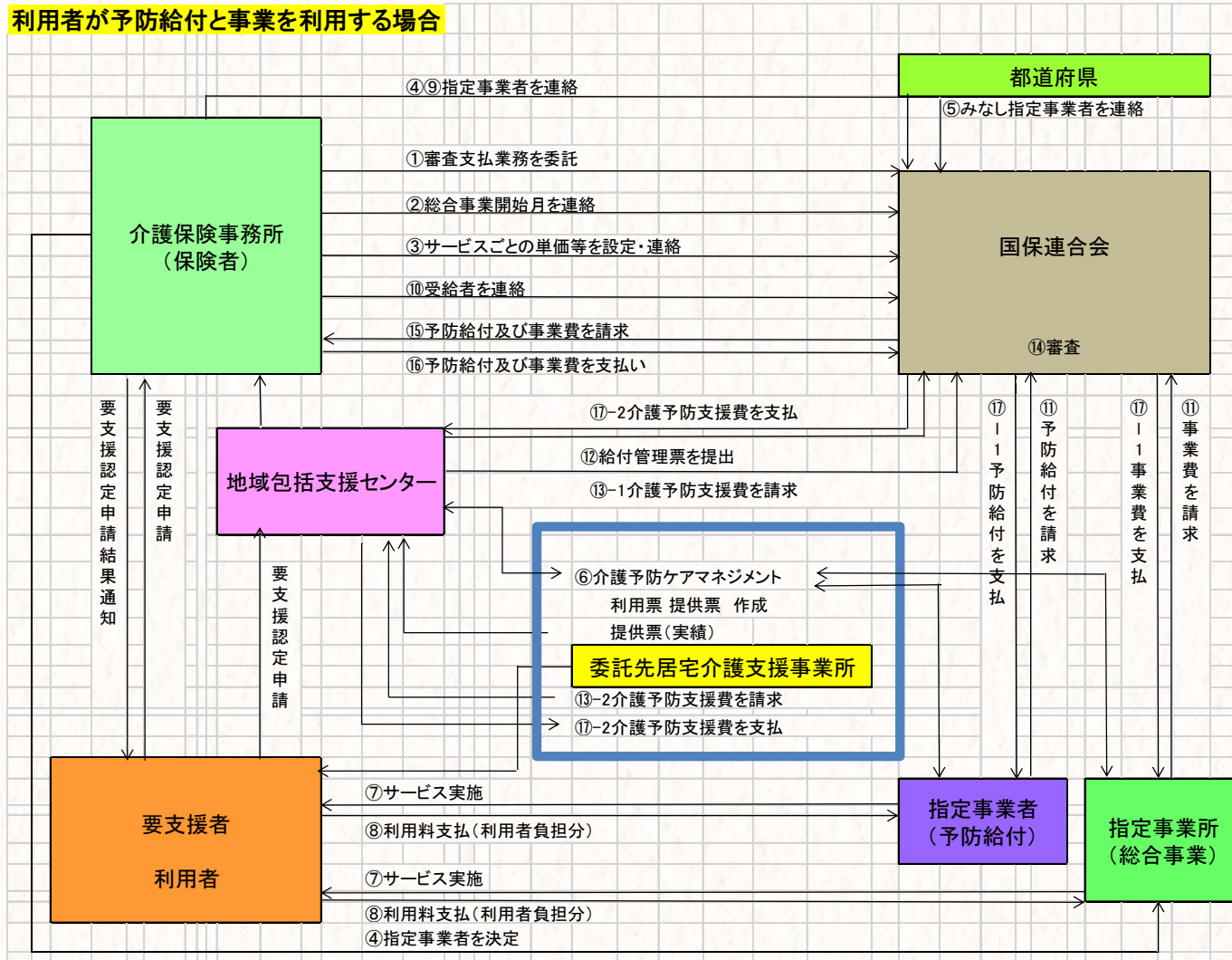


**別紙のフロー図と説明資料をご参照
ください**

利用者が事業のみ利用する場合



利用者が予防給付と事業を利用する場合



9.事業所が準備することについて

総合事業スタートまでの準備

1. 法人の定款の変更および事業所の運営規程等の変更

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防サービス」とは別のサービスです。

そのため、法人の定款の変更や事業所の運営規程及び重要事項説明書の作成等が必要です。



(1)法人の定款

次の記入例を参考に、総合事業を行う旨を新たに位置付けてください。

記入例 「介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業
または第1号介護予防支援事業」

※医療法人や社会福祉法人等の所管庁・監督官庁のある法人は、定款の記載の文言や
定款変更の認可の手続きについて、各所管庁・監督官庁にご確認ください。

総合事業スタートまでの準備

(2)運営規程

総合事業のサービスを行う場合、運営規程・重要事項説明書・利用契約書等に記載のサービスを**修正**します。

(例えば…) これまでの「**介護予防支援**」



「**介護保険法に基づく介護予防支援事業または第1号介護予防支援事業**」

総合事業スタートまでの準備

2.システムのバージョンアップ

- 事業者情報・サービスコード
のシステムへの登録
- 4月1日から総合事業へ移行する利用者の
提供票・利用票の作成の追加



これからの スケジュール



■ 総合事業パンフレットの配布

(広報に折込み各戸配布)

■ 居宅介護支援事業所との介護予防支援・第1号介護予防支援事業の業務委託契約

■ 総合事業参入事業所の一覧とサービスコードの公表

■ 利用者との介護予防支援・第1号介護予防支援契約

■ Q&Aの公表

本日は
ありがとう
ございました。

